

無線設備規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
第一条～第十三条（略）			第一条～第十三条（略）		
第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。			第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。		
送 信 設 備	許 容 偏 差		送 信 設 備	許 容 偏 差	
	上 限 (パーセント)	下 限 (パーセント)		上 限 (パーセント)	下 限 (パーセント)
一 (略)	(略)	(略)	一 (略)	(略)	(略)
二 短波放送、超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送（移動受信地上基幹放送に限る。）又は超短波多重放送を行う地上基幹放送局（短波放送を行うものにあつてはA三E電波を使用するもの並びに二の二の項及び六の項（一）に掲げるものを除く。）の送信設備	一〇	二〇	二 短波放送、超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送（移動受信地上基幹放送に限る。）又は超短波多重放送を行う地上基幹放送局（短波放送を行うものにあつてはA三E電波を使用するもの、テレビジョン放送を行うものにあつては二の二の項に掲げるものを除く。）の送信設備	一〇	二〇
二の二 四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送を行う地上基幹放送局であつて、空中線電力が〇・五ワット以下の送信設備（複数波同時増幅器を使用するものに限る。）	二〇	二〇	二の二 四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送を行う地上基幹放送局であつて、空中線電力が〇・五ワット以下の送信設備（複数波同時増幅器を使用するものに限る。）	二〇	二〇
二の三～五 (略)	(略)	(略)	二の三～五 (略)	(略)	(略)
六 次に掲げる送信設備 （一）七六MHzを超え九五MHz以下の周波数の電波を使用する受信障害対策中継放送（超短波放送（デジタル放送を除く。）に係るものに限る。）を	五〇	五〇	六 次に掲げる送信設備	五〇	五〇

行う地上基幹放送局の送信設備であつて、空中線電力が〇・二五ワット以下のもの

(二) 一七〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の三十において無線設備の条件が定められている無線局の送信設備に限る。)

(三) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六(四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)、第四十九条の十六の二(四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))及び第五十四条第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局(第四十九条の十六(一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))及び第四十九条の十六の二(一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))において無線設備の条件が定められているものを除く。)の送信設備並びにこの表の二の項、四の

(二) 一七〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の三十において無線設備の条件が定められている無線局の送信設備に限る。)

(一) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六(四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))、第四十九条の十六の二(四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))及び第五十四条第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局(第四十九条の十六(一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))及び第四十九条の十六の二(一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))において無線設備の条件が定められているものを除く。)の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項から九の項まで、十

項、七の項から九の項まで、十六の項及び十七の項に掲げるものを除く。)		
七～十八 (略)	(略)	(略)

六の項及び十七の項に掲げるものを除く。)		
七～十八 (略)	(略)	(略)

2 テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の送信設備のうち、四七〇MHzを超え七二〇MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて、前項の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものは、同項の規定にかかわらず、別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

3～4 (略)

第十五条～第三十六条の二 (略)

(総合周波数特性)

第三十六条の三 超短波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の総合周波数特性は、その特性曲線が、五〇ヘルツから一五、〇〇〇ヘルツまでの変調周波数において、総務大臣が別に告示する場合を除き、別図第一号の三に示す時定数五〇マイクロ秒の理想的プレエンファシス特性の曲線とプレエンファシス特性の許容限界の曲線との間(これらの曲線上を含む。)にあるものでなければならない。

2 (略)

第三十六条の四～第三十六条の七 (略)

(左右分離度)

第三十六条の八 超短波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の左右分離度は、左側信号又は右側信号により主搬送波に(±)七五kHzの周波数偏移を与えた場合において、それぞれ、一〇〇ヘルツから一〇、〇〇〇ヘルツまでの間のいずれの変調周波数においても三〇デシベル以上となるものでなければならない。

(搬送波の変調波スペクトル)

第三十七条 受信障害対策中継放送を行うための送信装置の搬送波の変調波スペクトルは、別図第二号に示す許容値の範囲内になければならない。

2 テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の送信設備のうち、四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて、前項の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものは、同項の規定にかかわらず、別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

3～4 (略)

第十五条～第三十六条の二 (略)

(総合周波数特性)

第三十六条の三 超短波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の総合周波数特性は、その特性曲線が、五〇ヘルツから一五、〇〇〇ヘルツまでの変調周波数において、総務大臣が別に告示する場合を除き、別図第二号に示す時定数五〇マイクロ秒の理想的プレエンファシス特性の曲線とプレエンファシス特性の許容限界の曲線との間(これらの曲線上を含む。)にあるものでなければならない。

2 (略)

第三十六条の四～第三十六条の七 (略)

(左右分離度)

第三十七条 超短波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の左右分離度は、左側信号又は右側信号により主搬送波に(±)七五kHzの周波数偏移を与えた場合において、それぞれ、一〇〇ヘルツから一〇、〇〇〇ヘルツまでの間のいずれの変調周波数においても三〇デシベル以上となるものでなければならない。

第三十七条の二（第六十六条）（略）

（放送番組中継を行う固定局の無線設備）

第三十七条の二十七の二十二（略）

2（略）

3 放送番組中継を行う固定局のうちデジタル方式を使用するものの無線設備であつて、五四MHzを超え六八MHz以下、一六二・〇五MHzを超え一六九MHz以下、六・七〇〇三七五GHzを超え六・七一九八七五GHz以下、六・八六〇三七五GHzを超え六・八六七八七五GHz以下、七・五七二三七五GHzを超え七・五八四八七五GHz以下又は七・七三一三七五GHzを超え七・七四二三七五GHz以下の周波数の電波を使用するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一〜三（略）

4（略）

（送信装置の条件）

第五十七条の三 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、一一五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、放送番組中継を行う固定局、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分

第三十七条の二（第六十六条）（略）

（放送番組中継を行う固定局の無線設備）

第三十七条の二十七の二十二（略）

2（略）

3 放送番組中継を行う固定局のうちデジタル方式を使用するものの無線設備であつて、六・七〇〇三七五MHzを超え六・七一九八七五MHz以下、六・八六〇三七五MHzを超え六・八六七八七五MHz以下、七・五七二三七五MHzを超え七・五八四八七五MHz以下又は七・七三一三七五MHzを超え七・七四二三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一〜三（略）

4（略）

（送信装置の条件）

第五十七条の三 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、一一五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通

割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、MCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周

信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、MCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分

波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇三 (略)

(狭帯域デジタル通信方式の無線局の無線設備)

第五十七条の三の二 狭帯域デジタル通信方式(変調方式が四分のπシフト四相位相変調、オフセット四相位相変調、四値周波数偏位変調、一六値直交振幅変調又はマルチサブキャリア一六値直交振幅変調であるものをいう。以下同じ。)の無線局の無線設備であつて、一四二MHzを超え一七〇MHz以下、二五五MHzを超え二七五MHz以下又は三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、放送番組中継を行う固定局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、海岸局、航空局、実験試験局、アマチュア局及び簡易無線局並びに総務大臣が次に掲げる条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の無線設備については、この限りでない。

一〇三 (略)

割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇三 (略)

(狭帯域デジタル通信方式の無線局の無線設備)

第五十七条の三の二 狭帯域デジタル通信方式(変調方式が四分のπシフト四相位相変調、オフセット四相位相変調、四値周波数偏位変調、一六値直交振幅変調又はマルチサブキャリア一六値直交振幅変調であるものをいう。以下同じ。)の無線局の無線設備であつて、一四二MHzを超え一七〇MHz以下、二五五MHzを超え二七五MHz以下又は三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、海岸局、航空局、実験試験局、アマチュア局及び簡易無線局並びに総務大臣が次に掲げる条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の無線設備については、この限りでない。

一〇三 (略)

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差(Hz 又は kHz を付したものを除き、百万分率)
1~4 (略)		
5 29.7MHz を超え 100MHz 以下	1 固定局、陸上局及び移動局(注 18、19、20、31) (1)~(2) (略) 2~7 (略)	
6 100MHz を超え 470MHz 以下	1 固定局(注 18、20、22、31、44) (1)~(2) (略) 2~10 (略)	
7~9 (略)		

注

1~22 (略)

23 放送中継を行う無線局の送信設備(注 31(7)に掲げるものを除く。)に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差(Hz 又は kHz を付したものを除き、百万分率)
1~4 (略)		
5 29.7MHz を超え 100MHz 以下	1 固定局、陸上局及び移動局(注 18、19、20) (1)~(2) (略) 2~7 (略)	
6 100MHz を超え 470MHz 以下	1 固定局(注 18、20、22、44) (1)~(2) (略) 2~10 (略)	
7~9 (略)		

注

1~22 (略)

23 放送中継を行う無線局の送信設備(注 31(8)に掲げるものを除く。)に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(2) (略)

24～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 放送中継を行う無線局等の送信設備

ア (略)

イ 放送番組中継を行う固定局の送信設備

(ア) 54MHz を超え 68MHz 以下又は 162.05MHz を超え 169MHz 以下の周波数の電波を使用するもののうち、デジタル方式のもの $10(10^{-6})$

(イ) 470MHz を超え 710MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 3kHz

(ウ) 3.456GHz を超え 3.6GHz 以下、5.85GHz を超え 5.925GHz 以下、6.425GHz を超え 6.700375GHz 以下、6.719875GHz を超え 6.860375GHz 以下、6.867875GHz を超え 7.125GHz 以下、7.425GHz を超え 7.571375GHz 以下、7.584875GHz を超え 7.731375GHz 以下、10.25GHz を超え 10.45GHz 以下、10.55GHz を超え 10.68GHz 以下又は 12.95GHz を超え 13.25GHz 以下の周波数の電波を使用するもののうち、デジタル方式のもの $20(10^{-6})$

(エ) 6.700375GHz を超え 6.719875GHz 以下、6.860375GHz を超え 6.867875GHz 以下、7.571375GHz を超え 7.584875GHz 以下又は 7.731375GHz を超え 7.742375GHz 以下の周波数の電波を使用するもののうち、デジタル方式の

(1)～(2) (略)

24～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 放送中継を行う無線局等の送信設備

ア (略)

イ 放送番組中継を行う固定局の送信設備

(ア) 470MHz を超え 710MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 3kHz

(イ) 3.456GHz を超え 3.6GHz 以下、5.85GHz を超え 5.925GHz 以下、6.425GHz を超え 6.700375GHz 以下、6.719875GHz を超え 6.860375GHz 以下、6.867875GHz を超え 7.125GHz 以下、7.425GHz を超え 7.571375GHz 以下、7.584875GHz を超え 7.731375GHz 以下、10.25GHz を超え 10.45GHz 以下、10.55GHz を超え 10.68GHz 以下又は 12.95GHz を超え 13.25GHz 以下の周波数の電波を使用するもののうち、デジタル方式のもの $20(10^{-6})$

(ウ) 6.700375GHz を超え 6.719875GHz 以下、6.860375GHz を超え 6.867875GHz 以下、7.571375GHz を超え 7.584875GHz 以下又は 7.731375GHz を超え 7.742375GHz 以下の周波数の電波を使用するもののうち、デジタル方式の

もの $2(10^{-6})$

ウ (略)

(8)～(17) (略)

32～55 (略)

別表第二号(第6条関係)

第1～9 (略)

第10 次に掲げる無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1 (略)

2 放送番組中継を行う固定局の無線設備

(1) 54MHz を超え 68MHz 以下又は 162.05MHz を超え 169MHz 以下の周波数の電波を使用するもののうち、デジタル方式のもの
の 96kHz

(2) 470MHz を超え 710MHz 以下の周波数の電波を使用するもの
の 5.7MHz

(3) 3.456GHz を超え 3.6GHz 以下、5.85GHz を超え 5.925GHz 以下、6.425GHz を超え 6.57GHz 以下、6.87GHz を超え 7.125GHz 以下、10.25GHz を超え 10.45GHz 以下、10.55GHz を超え 10.68GHz 以下又は 12.95GHz を超え 13.25GHz 以下の周波数の電波を使用するもののうち、デジタル方式のもの

ア 64 値直交振幅変調のもの 7.6MHz

イ 直交周波数分割多重変調のもの 5.7MHz

もの $2(10^{-6})$

ウ (略)

(8)～(17) (略)

32～55 (略)

別表第二号(第6条関係)

第1～9 (略)

第10 次に掲げる無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1 (略)

2 放送番組中継を行う固定局の無線設備

(1) 470MHz を超え 710MHz 以下の周波数の電波を使用するもの
の 5.7MHz

(2) 3.456GHz を超え 3.6GHz 以下、5.85GHz を超え 5.925GHz 以下、6.425GHz を超え 6.57GHz 以下、6.87GHz を超え 7.125GHz 以下、10.25GHz を超え 10.45GHz 以下、10.55GHz を超え 10.68GHz 以下又は 12.95GHz を超え 13.25GHz 以下の周波数の電波を使用するもののうち、デジタル方式のもの

ア 64 値直交振幅変調のもの 7.6MHz

イ 直交周波数分割多重変調のもの 5.7MHz

(4) 6.57GHz を超え 6.700375GHz 以下、6.719875GHz を超え 6.860375GHz 以下、7.425GHz を超え 7.571375GHz 以下、7.584875GHz を超え 7.731375GHz 以下の周波数の電波を使用するもののうち、デジタル方式のもの 7.6MHz

(5) 6.700375GHz を超え 6.719875GHz 以下、6.860375GHz を超え 6.867875GHz 以下、7.571375GHz を超え 7.584875GHz 以下又は 7.731375GHz を超え 7.742375GHz 以下の周波数の電波を使用するもののうち、デジタル方式のもの 405kHz

3 (略)

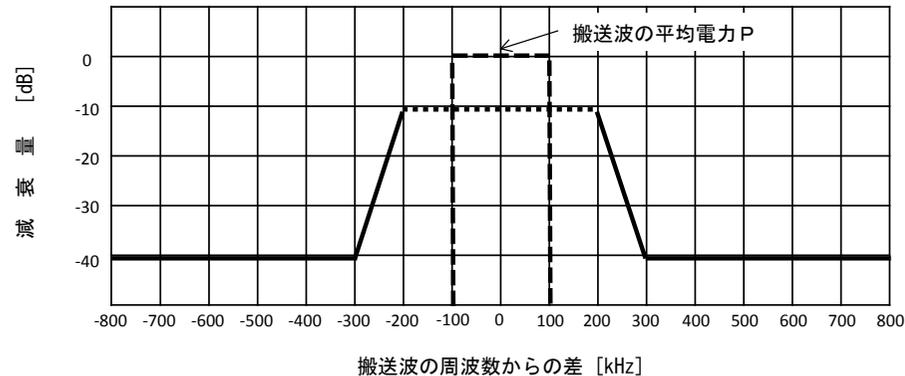
第 11～第 65 (略)

別表第三号～別表第六号 (略)

別図第一号～別図第一号の二の二 (略)

別図第一号の三 (第 36 条の 3 第 1 項関係)
(図略)

別図第二号 (第 37 条関係)



搬送波の周波数からの差の絶対値 ($ \Delta f $ [kHz])	平均電力 P からの減衰量
200kHz 以上 300kHz 未満	$0.3 \times \Delta f $ -50dB 以上

(3) 6.57GHz を超え 6.700375GHz 以下、6.719875GHz を超え 6.860375GHz 以下、7.425GHz を超え 7.571375GHz 以下、7.584875GHz を超え 7.731375GHz 以下の周波数の電波を使用するもののうち、デジタル方式のもの 7.6MHz

(4) 6.700375GHz を超え 6.719875GHz 以下、6.860375GHz を超え 6.867875GHz 以下、7.571375GHz を超え 7.584875GHz 以下又は 7.731375GHz を超え 7.742375GHz 以下の周波数の電波を使用するもののうち、デジタル方式のもの 405kHz

3 (略)

第 11～第 65 (略)

別表第三号～別表第六号 (略)

別図第一号～別図第一号の二の二 (略)

別図第二号 (第 36 条の 3 第 1 項関係)
(図略)

300kHz 以上

40dB 以上

注 搬送波の変調波スペクトルの許容値は、再送信を行う搬送波の平均電力 P の際の入力信号 A 及び搬送波の周波数から 200 kHz 以上離れた周波数の電波の信号（当該入力信号 A と同一レベルのものに限る。）が受信装置に入力されたとき、この表の値とする

別図第三号～別図第十九号 （略）

別図第三号～別図第十九号 （略）